

文化

沈黙に向き合う

沖縄戦聞き取り47年

石原 昌家

6月の本連載(6月15日の戦争資料館(「ピースお付、6月16日付)では、沖おさか)で入手した資料

館展示改ざん事件は、全園 さらには、資料館問題の終各地の戦争資料館(平和博 前にして、資料館問題の終物館)の展示内容を改権側 皇を急ぐ福澤源政の下で、が「反口」であってほなら 任期切れ間近だった私たち

日本軍の強制による集団死

日本軍は、住民と同居し、陣地づくりなどに動員した。住民の口から機密が漏れるのを防ぐため、米軍に投降することを許さなかった。迫りくる米軍を前に「軍国共生死」の指導方針をうけたため、戦場では命令や強制、詰問により親子、親類、知人同士が殺しあう集団死が各地で発生した。その背景には、「皇国のために死ぬ」という国を挙げでの軍国主義教育があった

以前は住民の「集団自決」として記していた表記を「強制による集団死」との説明に改めた「沖縄県平和祈念資料館 総合案内」(2001年)の記述

(86)

日本軍の強制を明記

「集団自決」の表現改める

平和祈念資料館問題⑬

することになった経緯も述べた。1978年にリニエールオーブントンの沖縄県立平和祈念資料館では、その入り口に設立理念が掲げられた。旧資料館の設立理念の扱いは、当時の私展覧計画委員を絡めた。ある者は道に批判するものもあつた。第三次家永教科書裁判の沖縄出張法廷(88年2月)本連載の第38回(201沖縄出張法廷(88年2月)

「集団自決」を書き加えるようになった。しかし、展示監修作業の会議では、特に時々の制限はなかった。平行線のまま6時間ほどたつた。が「自ら命を断つた」のか、日本軍の強制、誘導などに「自ら命を断たされた」、つまり問接殺害だったかの争いだった。

ある委員が、石原さん「自ら命を断たされ」という表現なら了解できるのではないかと提案した。それは、納言のいく案だった。さすがに、その表現に異論をほさむ委員はいなかった。沖縄県の資料館として、沖縄戦体験研究の到達点を

以後、強制集団死という用語が、新聞でも使用されるようになった。この説明文で「殺しあう」という表現は、赤子が親を殺すということにはあり得ないの不適切であり、十分意味する時間を取れなかったことが刻印されている。

私「集団自決」に替わる言葉を唱えるという沖縄社会のタブー破りを始めた時、新聞の論壇で「石原教授への質問状」などと、数名の連名から「以前は集団自決という言葉を使用していた」と追及されてきた。

9年4月25日付)から第51回(10月30日付)まで、家永教科書検定訴訟の沖縄戦に関する部分を記している。私はその控訴書で原告の家永氏側の証人だった。したがって、「自ら命を断ち」という文面には、わづらひつづける委員は、歴戦のあえ先輩「研究仲間」といえ、私にはまるで提訴審法廷のなかの国側代理人と次第にタマツてあえてきた。それをふまえても、「自ら命を断ち」とい

以後、沖縄戦体験研究が深化(10月30日付)まで、家永教科書検定訴訟の沖縄戦に関する部分を記している。私はその控訴書で原告の家永氏側の証人だった。したがって、「自ら命を断ち」という文面には、わづらひつづける委員は、歴戦のあえ先輩「研究仲間」といえ、私にはまるで提訴審法廷のなかの国側代理人と次第にタマツてあえてきた。それをふまえても、「自ら命を断ち」とい

「戦闘員の遺棄を絶つため崇高な犠牲的精神により自らの生命を絶つ者も生じた」「沖縄方面陸軍作戦」防衛庁防衛研究所戦史部編(252頁)と記している。つまり、住民が日本軍の戦闘に協力して「自らの命を断ち」というのが、国の決意の表現は、「強制による集団死」に書き改められた。その歴史説明は以下の通りである。

「日本軍の強制による集団死、日本軍は、住民と同居し、陣地づくりなどに動員した。住民の口から機密が漏れるのを防ぐため、米軍に投降することを許さなかった。迫りくる米軍を前に「軍国共生死」の指導方針をうけたため、戦場では命令や強制、詰問により親子、親類、知人同士が殺しあう集団死が各地で発生した。その背景には、「皇国のために死ぬ」という国を挙げでの軍国主義教育があった」(写真参照)

以後、強制集団死という用語が、新聞でも使用されるようになった。この説明文で「殺しあう」という表現は、赤子が親を殺すということにはあり得ないの不適切であり、十分意味する時間を取れなかったことが刻印されている。

命を断ちから

沖縄戦で「無念の死」をとげた人たちの代弁者として、東京高級の法廷で証言した。それをふまえても、「自ら命を断ち」とい

命を断たされ

「戦闘員の遺棄を絶つため崇高な犠牲的精神により自らの生命を絶つ者も生じた」「沖縄方面陸軍作戦」防衛庁防衛研究所戦史部編(252頁)と記している。つまり、住民が日本軍の戦闘に協力して「自らの命を断ち」というのが、国の決意の表現は、「強制による集団死」に書き改められた。その歴史説明は以下の通りである。

強制集団死

沖縄県の平和祈念資料館の特徴である住民の「証言」をメインにするということになった経緯については、本連載の第23回(2018年8月22日付)で詳細に記した。新資料館の歴史説明の住民の体験証言で「集団自決」という用語を使用しているのは、体験者本人が「集団自決」を使用している場合、それを勝手に強制集団死

援護法の呪縛

だが、私は遺族の心情を思えば、決して遺族と議論しようとは思わなかった。しかし、私が本紙の本年3月31日付で、「援護法の呪縛を解く必要」とコメントしたのは、遺族給与金の発給者が激減している今、援護法で抑圧された沖縄戦体験の真実を取り戻すべき時がきた、と判断したからである。(今回は21日掲載)